

## 複合機仕様書

岩手県を「甲」、落札業者を「乙」として契約する複合機に関する仕様等は、次のとおりとする。

1 件名 複合機の購入及び保守契約（モノクロ複合機及びカラー複合機）

2 数量 ① モノクロ複合機（70枚機） 1台

② モノクロ複合機（45枚機） 5台

③ カラー複合機（65枚機） 1台

④ カラー複合機（50枚機） 1台

### 3 複合機に求められる要件

区 分	モノクロ複合機 (70枚機)	モノクロ複合機 (45枚機)	カラー複合機 (65枚機)	カラー複合機 (50枚機)
解像度 読取/書込	600dpi 以上/1200dpi 以上			
連続複写速度	A4 サイズ <sup>*</sup> (64g/m <sup>2</sup> ) で 毎分 70 枚以上	A4 サイズ <sup>*</sup> (64g/m <sup>2</sup> ) で 毎分 45 枚以上	A4 サイズ <sup>*</sup> (64g/m <sup>2</sup> ) で 毎分 65 枚以上	A4 サイズ <sup>*</sup> (64g/m <sup>2</sup> ) で 毎分 50 枚以上
モノクロ	—	—	毎分 65 枚以上	毎分 50 枚以上
カラー	—	—	毎分 65 枚以上	毎分 50 枚以上
複写原稿	最大 A 3 サイズまで			
原稿送り装置	自動両面原稿送り装置（両面同時読取可能）			
収容枚数	150 枚以上	100 枚以上	150 枚以上	100 枚以上
原稿読取速度 (300dpi 片面)	毎分 100 枚以上 (A4)	毎分 100 枚以上 (A4)	毎分 100 枚以上 (A4) (カラー、モノクロ とも)	毎分 100 枚以上 (A4) (カラー、モノクロ とも)
複写サイズ	A 3～A 5、郵便はがき（はがき、往復はがき、4面はがき）、封筒			
両面印刷機能	有			
給紙	A4 用紙について は、1500 枚以上給 紙可能な給紙セットを 2 段以上、又は、 3000 枚以上給紙可 能な給紙カセットを 1 段以上、A3 及び B4 用紙について は、550 枚以上給紙 可能な給紙セットを 2 段以上装備すること	A4 及び A3 並びに B4 用紙について、550 枚以上給紙可能な給 紙セットを 4 段以上装 備すること	A4 用紙について は、1000 枚以上給 紙可能な給紙セットを 2 段以上、又は、 2000 枚以上給紙可 能な給紙カセットを 1 段以上、A3 及び B4 用紙について は、550 枚以上給紙 可能な給紙セットを 2 段以上装備すること	A4 及び A3 並びに B4 用紙について、550 枚以上給紙可能な 給紙セットを 4 段以上 装備すること
複写倍率	25%～400% (1%きざみ)			
フィニッシャー	有	無	有	無
容量	2,000 枚以上 (A4)	—	2,000 枚以上 (A4)	—
ステープル	コーナー/ダブル留 め、針無しステー プルが可能	—	コーナー/ダブル/中 とじ留め、針無し ステープルが可能	—
パンチ	2 穴	—	2 穴	—
Z 折り	有	—	無	—

区 分	モノクロ複合機 (70 枚機)	モノクロ複合機 (45 枚機)	カラー複合機 (65 枚機)	カラー複合機 (50 枚機)
トナー	カートリッジ又はボトル式			
電源	A C 100 V、15 A			
F A X機能	無	有	無	無
ネットワークプリンタ機能	有			
対応プロトコル	T C P / I Pに対応すること。			
U S Bからの出力機能	有			
ミスプリント抑制機能	プリントジョブを複合機本体に保存し、出力時に印刷設定の変更(片面・両面、部数など)が可能であること。		プリントジョブを複合機本体に保存し、出力時に印刷設定の変更(カラー・モノクロ、片面・両面、部数など)が可能であること。	
スキャナー機能 (プッシュスキャン) U S B保存機能 ネットワーク送信機能	有(PDF、高圧縮PDF生成機能付)  有  有※  ※2系統のLANインターフェースを持ち、2系統ともスキャン取込が可能であること。また、2系統は論理的に相互のネットワークにスキャン取込ができないよう設定すること。			
環境配慮	国際エネルギースタープログラム、グリーン購入法及びエコマークに適合していること。			
セキュリティ要件	次のいずれかに該当すること  1 ①「IEEE Std 2600.1TM-2009, Protection Profile for Hardcopy Devices, Operational Environment A Version 1.0」 ②「U.S. Government Approved Protection Profile-U.S. Government Protection Profile for Hardcopy Devices Version 1.0(IEEE Std. 2600.2TM-2009)」 ③ Protection Profile for Hardcopy Devices Version 1.0 以上 ①、②又は③のセキュリティ要件に適合したISO/IEC 15408(Common Criteria)認証を取得しているもの。  2 上記1に基づかないセキュリティ要件に適合したISO/IEC 15408 (Common Criteria)認証を取得しているもの。その場合、平成30年2月28日に公表された経済産業省の「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」の中の「デジタル複合機(MFP)」に記載されているセキュリティ上の脅威に対抗するためのセキュリティ要件を全て満たしていることを証明できるもの。			
セキュリティ要件	(MFP)」に記載されているセキュリティ上の脅威に対抗するためのセキュリティ要件を全て満たしていることを証明できるもの。  なお、ISO/IEC 15408 (Common Criteria)認証を取得している機器の構成要素でもってのみ構成される場合、認証を取得している機器と同等のセキュリティレベルを実現しているとみなし、当セキュリティ要件を満たしているものとする。  ※上記1及び2の認証を取得申請中の場合は、取得申請中であることを証明できるもの及び当該製品の一代前のモデルが当該認証を取得していることを証明できるものを提出すること。なお、その場合は認証された後、速やかに認証証を提出すること。			

#### 4 売買契約

契約金額には次の各号の費用を含むものとする。

- (1) 調達物品の本体価格
- (2) 複合機の搬入、設置、搬出、移動、設定・調整、取扱説明等に要する経費

#### 5 保守契約

契約単価は次の各号の経費を含むものとし、複写片面1枚あたりの単価で契約するものとする。

- (1) 保守に係る経費
- (2) 故障時の回復等を含む維持管理に係る経費
- (3) 消耗品に係る経費（用紙代及びステープル針代は除く）
- (4) ネットワークプリンタ、スキャナ機能に係る経費（2系統のネットワークによる動作確認を含む）

#### 6 ネットワークプリンタ、スキャン機能

##### (1) 設定作業

パソコンの設定及びインストール作業は甲の職員が行い、複合機に必要な設定は乙が行う。複合機のネットワーク接続・設定は、別に甲が指示するところにより乙が行うものとする。ファクス機能については、設置時に甲の指示に従い乙がファクスの宛先登録をすること。

##### (2) ソフト、ドライバ等

乙は、甲が所有するパソコンにインストールしなければならないソフト、ドライバ等について、CD-ROMに保存した状態で提出すること。

なお、ソフト、ドライバ等はWindows11に対応できるものとする。

#### 7 設置場所、設置機種

複合機の設置場所と設置機種は、別紙一覧表のとおりとする。

複合機は、甲が別に指示するところにより、甲が指定する場所に、乙が設置するものとする。

#### 8 保守及び消耗品の供給に求められる要件

##### (1) 点検・整備

乙が行う保守の対応時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。（昼休み（午後0時から午後1時まで）、県の機関の休日を除く。）ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

##### (2) 正常回復

複合機が故障した場合、直ちに技術員を設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復されるものとする。（また、正常な状態で使用できない場合は、速やかに代替機を設置すること。）

なお、技術員の派遣にあつては、納品場所へおおむね1時間以内に技術員が到着できるサービス体制を有すること。

##### (3) 報告等

点検・整備及び正常回復の実施にあつては、作業開始前及び終了後に当局担当者に報告を行う。

##### (4) 消耗品の供給

複合機に必要なトナー等（用紙を除く）は不足することがないように、配送等により速やかに供

給を行う。

(5) 守秘義務

保守等の実施に当たって知り得た甲の業務上の情報を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

9 複写見込枚数

3年間の複写見込枚数	モノクロモード	5,349千枚
	フルカラーモード	1,697千枚

10 設置所属等の変更

(1) 契約期間中において、既に設置をした複合機が甲の組織変更等により設置所属の名称又は設置場所等が変更となった場合においても、乙は、当該複合機を継続して設置するものとする。

(2) 前記(1)に係る複合機の設置等の日時は、甲と乙が協議して定めるものとする。

11 その他

(1) 機器の設置、保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。

また、当局の施設・設備に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、当局担当者の指示によりこれを完全に補修しなければならない。

(2) 保守のために必要な電力は当局より提供するが、これ以外の消耗品・雑材料等は請負者において準備すること。また、保守等の実施に伴い必要なコピーは保守料金より控除すること。

(3) 本契約に係る機器の選定については、仕様に掲げる機能以上を有する新品機種とする。

(4) 本件の履行に関して、疑義が生じた場合は当局担当者の指示を受けるものとする。